

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 老人福祉法第 11 条第 1 項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所決定 |
| 根拠条例・規則等名 | | さいたま市老人福祉法施行細則 |
| 条 項 | | 第 5 条 |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1260） |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | さいたま市老人福祉法施行細則第 2 条、第 3 条及び第 4 条による |
| | 設定等年月日 | 平成 15 年 3 月 31 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することが困難である |
| | 設定等年月日 | 年 月 日設定 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |